

改正

平成22年3月29日規則第9号

平成24年7月3日規則第19号

平成26年2月13日規則第2号

庄原市消費生活相談員設置規則

(設置)

第1条 消費生活に関する相談及び商品サービスに関する苦情の受付等を実施し、もって市民の利益の擁護と消費生活の安定、向上に資するため、庄原市消費生活相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(相談員の職務)

第2条 相談員は、市民生活課に所属し、次の業務を行う。

- (1) 消費生活に係る苦情及び相談の受付並びにその処理に関すること。
- (2) 前号に掲げる業務に関し、関係機関等の連絡調整に関すること。
- (3) 消費生活に係る啓発及び情報提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上に必要な業務

(相談員)

第3条 相談員は、消費生活に関する広範な知識を有し、かつ、消費者の利益の擁護及び増進に深い関心と熱意を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(身分及び任期)

第4条 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とする。

2 相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、相談員が欠けたときの後任相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(勤務日及び勤務時間)

第5条 相談員の勤務日は、原則として庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年庄原市条例第34号）に規定する休日を除く月曜日から金曜日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、勤務日を変更することができる。

2 相談員の勤務時間は、午前9時から午後3時45分までとする。ただし、市長が特に必要があると

認めるときは、勤務時間の割り振りを変更することができる。

(年次有給休暇)

第6条 年次有給休暇は1年ごとにおける休暇とし、相談員として、6月以上引き続いて任用する者に対して、次の表に掲げる年次有給休暇を付与する。

任用期間	付与日数
1月を超え2月に達するまでの期間	1日
2月を超え3月に達するまでの期間	1日
3月を超え4月に達するまでの期間	1日
4月を超え5月に達するまでの期間	1日
5月を超え6月に達するまでの期間	1日
6月を超える期間	5日

2 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位とする。

3 年次有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ主務課長に請求するものとする。

4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、次の1年間に繰り越すことができる（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数とする。）。

(特別休暇)

第6条の2 相談員の親族（庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年庄原市規則第32号）別表第4の死亡した親族欄に掲げる親族をいう。）が死亡した場合で、当該相談員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、当該相談員に対して、対象親族1人の死亡につき1日の範囲内の期間の有給休暇（以下「特別休暇」という。）を付与する。

2 前項に規定する特別休暇は、1週間当たりの勤務時間が28時間45分である相談員に限り付与するものとする。

3 特別休暇の請求手続については、前条第3項を準用する。

(服務)

第7条 相談員は、勤務にあたって次のことに留意しなければならない。

(1) 使命を自覚し、必要な法律上の知識及び技術の習得に努め、積極的態度をもってその職務の遂行に努めること。

(2) 職務を遂行するにあたっては、常に厳正中立の態度をもって業務に従事し、関係者の身上に

関する秘密を守ること。

(業務報告)

第8条 相談員は、毎月の相談業務の状況を、報告書(様式第1号)により翌月の5日までに市長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第10条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、任期中であっても委嘱を解くことができる。

(1) 職務の執行を怠ったと認められるとき。

(2) 相談員として不相当と認められる行為を行ったとき。

(3) 心身の故障、その他の理由により職務を遂行することができなくなったとき。

(4) 相談員を置く必要がなくなったとき。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに任用していた者で、施行日以降も引き続き任用する者の改正後の第6条の表に規定する任用期間は、施行日前の期間を通算するものとする。

附 則 (平成24年7月3日規則第19号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月13日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式(省略)